

ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5について

当院では、2026年6月施行の診療報酬改定により、国の方針として進められている「賃上げ」について制度化したものの中で「ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5」を2026年6月より算定しています。

患者さんの診療費の中に下記点数が加算されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5 (1日につき)

- | | |
|-----------------|------|
| 1. 初診時 | 23点 |
| 2. 再診時等 | 6点 |
| 3. 訪問診療時 | |
| イ 同一建物居住者等以外の場合 | 107点 |
| ロ イ以外の場合 | 26点 |

本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。

2026年6月1日

ウェルビークリニック

院長 栗田 政樹